

## 第5回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成13年10月19日(金) 13時30分～16時20分

2 場 所 プラザ洞津末広の間

3 出席者

(1) 委 員

渡辺委員長、木本副委員長、青木委員、大森委員、朴委員、福島委員、

(2) 事務局

公共事業推進審議監、公共事業推進課長 他

農林水産商工部技監、農業基盤整備課長、漁業振興課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業推進審議監)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第5回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。本日は7名の委員中、ただ今速水委員はまだみえていませんが、今日はみえると聞いておりますので、7名の委員中7名の委員のご出席を賜り、三重県公共事業再評価審査委員会条例第6条の2に基き、本委員会が成立する事をご報告します。それでは議事次第に従いまして、審議については渡辺委員長、よろしくお願ひします。

(委員長)

それでは皆さん、どうもご苦労様でございます。さっそく再評価対象事業の審議に入りたいと思います。それではまず、本日の議事の進行について事務局の方から説明をお願いいたします。

(公共事業推進課長)

それでは本日の議事の進行につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料の赤いインデックスを付けた資料でございます。その3ページ目をご覧いただきたいと思ひます。3ページ目に、一重丸をつけた箇所が3カ所ございます。本日はこの3カ所につきましてご説明をさせていただきます。それからもう一点、裏の4ページ目の一番最後のところですが、海岸環境整備事業ということで、これは熊野市の案件でございます。合計4カ所につきましてご説明申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それではさっそく再評価対象事業の審議に入ります。まず湛水防除事業、かんがい排水事業、基幹水利施設補修事業の3カ所につきまして、事務局からの説明をお願いします。なお、説明は一括してお願ひする事にしたいと思ひます。ではお願ひいたします。

(農業基盤整備課長)

失礼いたします。それでは湛水防除事業馬瀬地区、かんがい排水事業鹿海地区、基幹水利施設補修事業一志南部地区のご説明をさせていただきます。申し遅れました、

私農業基盤整備課長の小出でございます。よろしくお願いたします。それでは座って失礼いたします。

それでは馬瀬地区についてご説明申し上げます。まず1ページをご覧くださいと思います。地区の概要でございます。本地区は伊勢市の北端でございます、勢田川と五十鈴川の河口部の左岸に位置しております。西に御園村が隣接しているわけございまして、排水流域は223.4 ha、全体の水色と赤に囲まれた部分を含めたところございまして、その中で受益面積が85 ha、赤の部分でございます。こういう湛水防除事業でございます。

続きまして事業の目的でございますが、湛水防除事業と申しますのは、地域内の様々な変化によりまして、排水条件が非常に悪化した、そういう流域を対象としまして、排水機、及び排水樋門、排水路等の排水施設の整備を図って湛水による被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、合わせて集落の洪水防止、そして国土保全などに資する目的でございます。

本地区は、昭和41年から48年に湛水防除事業として建設された馬瀬排水機場、700mmのポンプ1台が座っておりまして、その事業によりまして湛水被害の解消を図ってまいったわけでございますが、近年流域が開発されました。周辺でございますが、具体的に申しますと、県道・市道が拡幅されるとか、民家が多く建つとか、そのような状況の中で、排水流域に大きな変更を生ずるような事態が生じてまいりました。そんな事から流出量の増大による湛水規模がいつそう拡大してきたわけでございます。流域の変更でございますが、この赤い部分がかつては今指しているところの方に流出していたのが、道路、県道・市道等が改良され、そしてかさ上げされ、そして宅地等が建って、通水の障害が生じて、そんな中でまず赤い部分が、そして上流の部分ですね、これは南勢バイパス、国道23号線でございますが、その建設に伴い一部の変更が上流で生じた、こういうことございまして、この部分が新たに流域面積として、排水流域として増えたわけでございます。このため平成3年度からの当事業により、排水機の増設と排水路の改修を行ったわけでございます。

具体的に申しますと、そんな状況の中で、湛水状況、これは水路でございますが、水路の横はほとんどが水田でございますが、平成元年の9月20日の台風22号のときの状況です。これでもかなり回復したときの状況の写真でございます。今は下に見るような状況になって改良されたわけございまして、後ほどまた説明させていただきますが、先だつての台風のときも万全な状況であったわけでございます。

続きまして、このため平成3年度から当事業に取りかかりまして、排水機の増設と排水路の改修を行い、被害の防止を図ってございます。

ここで詳しく3ページの資料によってご説明申し上げたいと思います。設置当時とどのように変わったのかという話でございますが、流域面積が今申し上げましたように道路整備、宅地開発等によりまして閉塞された、排水流域増が余儀なくされたということで、178から223.45 haに増え、そしてそれに伴う流出量が3.5トン増大しました。もう一つは宅地面積でございますが、56.6から110.8に、54.2 haの宅地開発がなされました。ということから流出率でございますが、田んぼは貯水機能をもちますが、宅地は貯水機能をもたない、ということございまして、トータル的に流出率が非常に大きくなったということございまして、その事に伴う流出量が16.47から16.92で0.45トン増え、トータルで3.96トンの増が計算的でございますが、なされたわけでございます。

状況でございますが、当初は計画時は27時間の湛水が49時間になり、湛水深としましても、これはピークの部分でございますが、62 cmが75 cmになり、湛水面積が65 haから85 haに増大したということから、今度のポンプ計画というか、湛水防除計画では700 mmに加えて1200 mmの、ポンプの形態で申しますと、チューブラポンプを新たにセットし、排水路を改修し、85 haの湛水部分に対応しようというものでございます。

続きまして事業内容でございますが、既設の排水機場として立軸軸流ポンプ700、4

5馬力1台と合わせまして、新たに1200、132キロワットのチューブラポンプ1台を増設し、排水路を1404m改修しようというものでございます。

続きまして事業の進捗状況でございますが、工期が平成3年から平成14年、来年で終了したいと思っているところでございまして、総事業費が11億3000万円で、13年度までに91.9%の進捗を見てございます。平成14年度には事業費9160万円を投入し、排水路工事343mが残っているわけでございますが、これを完成させたいと考えているところでございます。

効果の発生状況でございます。平成8年度から増設しました排水ポンプが稼働される事になりました。そして冒頭も申し上げましたように、湛水被害が非常に軽減されたわけでございます。ちなみにどれだけかと申しますと、最近の例でございますが、平成12年度には、ほぼ20日間ほど、80時間の運転をし、特に12年の9月は306mmという大変な、いわゆる東海豪雨でございましたが、それに対しても充分対応をしたということ、もう一つには先程の今年の三つの台風、台風11号、台風15号、そして9月30日の集中豪雨、おのおの伊勢の地域では11号が216mm、台風15号については220mm、集中豪雨については130mmという状況の降雨があったわけでございますが、これについても十全の対応をさせていただいたわけでございます。

続きまして、事業が長期化した理由でございますが、平成3年度に事業着手以来、平成7年度には排水機場が完成しました、

この排水機場は周辺が宅地であるわけでございまして、そんなところから余り奇抜なものをというのではなくて、いかにも宅地に馴染むような、そして機械がチューブラポンプと申しまして地下に埋設されているものでございますので、そんなに仰々しいものではないという、そういうふうな排水機でございます。完成しまして管理に着手しているわけでございますが、工期が延びた理由が、工事は当然非かんがい期に限られているということ、もう一つには水路工事でございますが、排水路工事で宅地等に隣接している部分がたくさんございます。この上流でございますが、今お示ししたのは上流の宅地が両方に隣接しているところでございますが、このようなところで特に事業を実施するにあたって仮設道路等が非常に、田んぼ等から工事することができない状況、そうすると排水路の中で仮設をしなくては行けないと、そういう状況に追いやられておりました、仮設道路を新設し、さらに撤去し、また宅地へ影響を与えないように無震動の工法などを取る必要がございます。無震動の機械で打っている部分が写っておりますが、そのような状況の中で物理的な制約が非常に加えられてたということがございまして、工事期間が長期化したという事でございます。

続きまして経済効果の説明をさせていただきたいと思っております。総事業費といたしましては、事務費を加えまして12億669万9000円に対しまして、妥当投資額が13億3546万7000円となっております。B/Cが1.11となっております。この妥当投資額の算出方法でございますが、湛水防除事業は事業を実施しないとされたときの被害を想定しておりまして、その被害額を妥当投資額としているわけでございます。詳しくは4ページの資料でご説明させていただきたいと思っております。

まず農業被害の防止額としまして、9億6481万7000円、農業の占める割合が72%でございます。これは先程も申しましたように20年に一度起こるであろう確率の洪水、これはちなみに降雨量で申しますと3日連続雨量の401mmを設定しているところでございます。災害が発生したときに想定したという被害額でございます。そのうちの農作物でございますが、3億8237万6000円、これは水稲でございます。水稲が34.6ha、これが24時間以上の湛水をするると水稲は非常に大きな被害を受けるということでございます。ということで水稲に被害が出る。そして野菜でございますが、22.4haにかかる3億5553万6000円、これにつきましては上流の御園村が特に近郊農業としてハウス園芸等非常に盛んでございます。具体的に申しますとナス、きゅうり、トマト、イチゴ、ネギ、菊、こういうふうな農業地域でございます。大きな湛水による被害を受けることになるわけでございます。そしてもうひとつには農地でございますが、農地の被害軽減でございますが、1億4817万6000円、これは耕土が流出するなど、いわゆる

排水時の耕土の流出、湛水時から排水に伴う耕土の流出、そういうものでございます。それが18 haを予想しております。次に農業用施設でございます。今申しました施設としましては水路、まず排水路でございます。排水路がエロージョンを起こすことによる、もしくは施設が壊れる事による、1億2250万でございます。そして農道、特に表面が洗われ、なおかつ路肩が流出する、そういう部分が多いわけでございますが、3400m、1億5028万円、そして今申しましたビニールハウス等、特に施設、照明施設、暖房施設、そういうものが大きな被害を40棟、1億6148万5000円と想定しまして4億3426万5000円でございます。もう一つでございますが、一般公共の被害防止額でございますが、額で申しますと3億7065万円、28%でございます。具体的に申しますと、県道及び市道500m、これは農道と同じようなエロージョンを起こし、また肩が飛んでいくという状況でございます、500mで2700万円、そしてこれがまた大きいわけでございますが、宅地への浸水、110戸を想定しております、床上が40、床下が60戸想定してございます。こういうことで3億4365万円、トータルで申しますと、今申し上げました13億3546万7000円でございます。こういうことから妥当投資額1.11となり、本事業は事業を実施しないときに比べまして、これだけの効果を発揮しているところでございます。

続きまして地元の意向でございますが、下流域にある伊勢市内は排水路の完成により効果を発揮しておりますので、今私申し上げましたように非常に効果を発揮しているわけでございますが、ただ上流域、今できていない上流域でございますが、水色のところでございますが、300m余残しているところでございますが、ここがまだ十全の状況ではない、そういう意味でございます、400mm降ると非常に厳しい状況になってくるわけですが、今は300mm程度でやっているわけですが、今残された部分の状況でございますが、こういう部分を早期に、300mぐらい続くわけです。これからこれは家の連亘しているところが下流でして、それから上流、ずっと上流、今回は上流はほとんど農業地域でございますので、そういう意味では仮設道路等、大きな問題は生じないという判断をしております、14年度中にはすべて終了させていきたいと考えているところでございます。以上、まず湛水防除事業馬瀬地区の説明でございます。

続きまして5ページのかんがい排水事業鹿海地区についてご説明申し上げます。かんがい排水事業とはダムとか頭首工を新設、改修などをし、農業用水の水源を確保する事、さらには農業水路を整備するなどして、農業用水の安定的な供給を図ろうという目的で事業を実施するものでございます。また排水事業は排水不良等の対策としての排水路改良の整備を実施する、こういう事業でございます。当事業につきましては平成3年度に事業に着手し、関係市町村は伊勢市の中で宮川水系五十鈴川の河口近くの左岸側の農地、今指していますが、赤のところでございますが、左岸側の農地の受益面積217haでございます。関係集落といたしましては、伊勢市鹿海町、通町、一色町にまたがっております。

事業の概要からご説明申し上げます。事業の目的でございますが、本計画水路は用水路、排水路の兼用しております水路でありまして、またこれらに生活雑排水も流入すると、こういうことでございますので、水質の汚濁が目立ってきております。必ずしも農業的条件を満たしてわけではないわけでありまして、また大部分が土水路であり、ここに示してございますように、このような土水路であって、なおかつ緩勾配、だいたい2000分の1程度の勾配しかないため、水路の堆砂が起こり、度重なる洪水によって法面が崩壊される、そして通水阻害が起こるなど、維持管理に多大な労力と経費を費やしているわけでございます。このため本事業によりまして用水路と排水路の分離を図ろうとすること、もう一つは農業用水の安定的な取水を図ろうとすることによって、作物の生産効果を高めて、あわせて用水路、排水路の分離を行い、そして水路の維持管理の軽減を図ろうとすることを目的としているわけでございます。

続きまして事業の内容でございますが、揚水機場が1カ所、これは揚水ポンプ350mm、2台を設置したいと考えております。続きまして用水路工といたしましては、パイプライン、径600mmのパイプラインを2800m布設する、それと排水路工といたしまして、プレハブの排水路、これは組み立て式の排水路ということでございますが、断

面的に申しますと600×600のもの、更には900×2500、2500というのは2m50×高さが90センチ、こういう組み立て式のプレハブ水路で排水路の改修を行う計画をしております。

ここで6ページの事業計画平面図でご説明申し上げたいと思います。まず上流には五十鈴川の木出の頭首工、これは既に既設の頭首工がございます。そこから下流にずっといくわけですが、県道と重複している部分、今示している部分、もう一つは市道と重複している部分、それからあと農道等と重複しながら、そして最終的にまた県道と重複している部分があり、それから下流へつないで、そして下流の一色地区への導水を図ろうという内容でございます。

続きまして7ページの標準断面図によって説明申し上げたいと思います。具体的に申しますと断面といたしました、先程申しましたプレハブ水路、組み立て式の水路でございますが、これを600のパイプラインと平行しながら、そしてパイプラインの上部には管理道路、もしくは先程申し上げました県道、もしくは市道という状況になる、ほぼ平行しながら具体的な標準横断面図、こういう格好で幹線のパイプラインを布設していこうというものでございます。

続きまして事業の進捗状況についてご説明申し上げます。工期は平成3年から平成15年を予定しております。さ来年にはすべて終えたいと思っております。総事業費7億7600万円、平成13年度までに82.3%の進捗を見ておりまして、平成14年度以降には1億3700万円により、揚水ポンプの設置と用水路347mを施工する予定でございます。今申しました最後の部分ですね。そして揚水機場は頭首工からとっすぐに揚水機、そしてそこから圧送、圧をかけながら進むとこういう状況でございます。効果の発生状況につきましては排水路工がほとんど工事が完了しておりまして、洪水被害の解消や水路の維持管理等の軽減が現在図られているところでございます。ただ用水のパイプラインがすべてつながっていないということから用水路に対する効果はまだゼロであるわけでございます。

事業が長期化した理由といたしましては、事業着手後用地買収等の調整に時間を要した事、またパイプラインの道路下への埋設に伴う県道・市道区間の工法協議で非常に時間を取ったわけございまして、写真にございますように、実はこれは一番上流部分の県道でございますが、当初は非常に狭小な県道であったわけですが、我々の事業と一体的に県道を改修しようという陳情が地元からなされて、じゃあ一体的にという話になったわけでございます。そういう意味合いにおいて、県道の法線の決定から始まり、用地買収をどうするのかから始まったわけございまして、そんな中で最終的な調整に冒頭から時間がかかってしまったという状況になってしまったわけでございます。更に、重複しますがこれが市道の部分でございますが、この辺には周辺に多くの民家を抱えておりまして止める事ができない。これは当たり前なんです、そういうことで一日の作業を一日ですべて終えてしまわなくてはならないという制約が市土木との協議の中でなされた、そういう事もありまして進捗が非常に制限されてしまったという事でございます。

続きまして経済効果についてご説明申し上げます。総事業費といたしましては事務費を加えて8億1859万2000円になるわけでございますが、当受益地域内は支線用水のパイプラインを他事業で行う計画になっております。今我々が事業しておりますのはパイプラインの本線だけやろうとしているわけでございますが、いわゆる区画整理がされている各筆の用水管までをやるという計画が将来計画としてございます。1筆の田んぼまで全部配水しようと、しかもバルブをひねれば出るような、そんな配水を計画しておりまして、これらの事業が将来事業として後あるわけでございますが、2億5600万円を加えて、トータルで10億7559万2000円となります。また妥当投資額につきましては、11億9611万円ございまして、投資効率B/C、これも1.11となるわけでございます。ここでその詳細について8ページ、9ページの資料をもって説明をさせていただきたいと思っております。

まず、作物の生産効果でございますが、3987万5000円でございます。これは用水路、排水路が分離された事、そしてもう一つは農業用水が安定的に供給され、水田が乾

田化になった事、この辺は非常に常時の湿田地帯でございまして、それが乾田化になったという事によって作物生産の増収が見込めるわけでございます。ということから乾田化、もしくは安定的な取水、水管理が合理化されたことによって増収量が水稲については、約2%の増収量が見込めるということで計算しまして504万5000円、そしてもう一つには、水田の乾田化による水稲の作付けが、これは今まではほとんど転作ができないような状況であったと、そんな話でございまして、今回乾田化によりまして転作も可能になるということで、61.5 haが水田から削除されると。これはですからそういう意味ではマイナスでございまして、1351万7000円。もう一つにはその部分について転作対応が可能になったという事でございまして、乾田化に伴う転作対応で具体的に申しますと、大豆、トマト、そしてサトイモ、菊、電照菊などでございまして、これらが地域でもなされていて、ここではなかなかなされていなかったんですけども、状況が可能になるということで4834万7000円の増が見込めるわけでございます。トータルで3987万5000円でございます。

もう一つには営農経費の節減効果でございます。これは水管理の合理化に伴う、労働時間の短縮でございます。これは先程申しましたパイプラインになることによって、まさに労働時間が省力化されるわけでございます。そしてもう一つには、ほ場に対する大型機械の対応が可能になるわけでございます。そういう意味からの営農効果の節減効果でございます。次に維持管理の節減効果でございますが、906万2000円、これはほとんどが土水路であったわけでございますが、土水路の維持管理から用排分離によるコンクリート水路とパイプラインの維持管理ということでございまして、非常に軽減されているわけでございます。溝さらえ、草刈り、その他いろいろもろもろの補修などでございまして、上の丸が維持管理の軽減1049万7000円。もう一つにはこれはプラスの要因でございますが、揚水機を新たに設置することになります。これの維持管理費が年間143万5000円見込まれる、これはマイナス要素としてあげまして、トータルとして906万2000円の効果が上がると算定しております。続きまして更新効果でございますが、用水施設が改修、改良され耐用年数が増えた、そのトータルで33年の耐用年数を考えておりまして、212万円の増加、もう一つには水環境整備効果というのがございまして。ここは集落の周辺のところを排水路が通っているということでございまして、この中で特に殺風景なものとかちょっとした自然石を使いながら、一部のところでは造ってございまして、きれいに五十鈴川の水が流れていることから、地域の子供たちの遊び場にもなるかという配慮でございまして、ちょっと暗いので分かり辛いですが、そんなことから水環境の部分を133m入れてございまして。これが157万7000円、トータルで8241万2000円、これは年の効果額でございます。ということから妥当投資額、今申しました、このいわゆる資本還元率、建設利息率、そして耐用年数が33年ということから資本還元率が出ておりまして、 $\text{資本還元率} \times (1 + \text{利息率})$ 、これは建設利息率というのは0.039、一定、コンスタントでございまして、そういうもので8241万2000円を除するという事で11億9611万円という数字が出てまして、妥当投資額を算出させていただいたわけでございます。

続きまして地元の意向についてご説明申し上げます。排水路工がほぼ完了しております事から排水効果は発揮しているものの、農業用水の安定取水のための用水路工の早期完成を今望んでいる、一刻も早い完成を望んでいるという状況でございまして、今後の方針案といたしましては揚水機場のポンプ、用水路347mを一刻も早く仕上げ、最終的には15年工事ですべて完了させていきたいと考えているところでございます。

続きまして10ページの基幹水利施設補修事業一志南部地区についてご説明申し上げます。この事業は土地改良事業によりまして造成しました基幹的水利施設について、部分的な老朽化等によって当初の事業効果が発揮できなくなったときに、これら施設の機能維持、及び安全を確保するという目的から補強、修繕工事を実施する事業でございます。

本事業は平成3年度に事業着手しまして、受益面積が710 ha、関係市町が嬉野町、三雲町、松阪市にまたがる地域でございまして。まず事業の目的でございまして、昭和28年から昭和47年の間で県営のかんがい排水事業一志南部地区が整備され、用水路、これ

はパイプラインでございますが、完成しているわけでございます。しかし、完成後30年を経過し、埋設管の老朽化が非常に著しくなったわけでございます。具体的に申しますとジョイント部分とか管体のひび割れが生じて、漏水被害が頻発するようになったわけでございます。ここに漏水状況を示してございますが、右側がジョイント部分、これは石綿管でございます、非常に一世代昔の手法を使ってございまして、こうすることで非常に衝撃に弱い管でございます。ここでジョイント部分からの漏水が激しい、もしくは管体が壊れる、そしてそれが左は田んぼに噴出す状況でございます。こういうことになりまして作物は全滅してしまうという状況でございます。このため本事業により漏水の発生している区間、3380mの用水管、これは先程申しました石綿セメント管でございますが、それをダグタイル鑄鉄管により改修補修を行って、受益地への農業用水の安定供給を図るとともに、破損による農地や農作物、道路等への冠水被害の防止と維持管理費の軽減を図ろうとするものでございます。

続きまして事業内容でございますが、11ページをご覧になっていただきたいと思います。ここにもございますようにパイプラインとしましては、黒の部分はすでに完了されている、だから色のついている部分を今回実施しようというものでございまして、既設利用をしているのが黒い部分です。そして13年度までに済んでいる部分が黄色の部分でございます、14年度以降は赤で示してございます。非常に見辛いところでございますが、集落の部分の2カ所だけが残っているという状況でございます。

続きまして事業の進捗状況についてご説明申し上げます。工期は平成3年から平成14年、来年ですべて終えてしまいたいと考えております。総事業費が5億9100万円で平成13年度までに86.5%の進捗を見てございまして、平成14年度には事業費7960万円で用水路工をL=336mを残すのみでございまして、先程申しました部分でございまして。

続きまして事業が長期化した理由でございますが、本事業は既に埋設されている用水管の補修工事であることから、通水期間中は工事を行うことが当然できない。工事期間に制約がある。これは当初から当然予想されていることでございますが、またほとんどが公道下、2840mでございますが、公道下に埋設されてございまして、関係機関等との通行止め等にかかる調整を図る必要があったわけでございます。とりわけ改修区間の一部でございます約1000mの部分でございますが、町道と一体的に改良する部分でございますが、これが嬉野町の道路改良としまして平成7年から平成12年の事業でございますが、それとの事業調整を図る必要が生じたわけございまして、これらのことから事業実施に日数を要してしまったということでございます。

ここで12ページの標準断面図で説明を申し上げたいと思います。具体的に申しますと町道の改良区間につきましては、新設部分が非常に多くございますので、そういう意味からオープンカットして、そして900のmmダグタイル管を埋設するという事で、非常に工費的にも安く効率的な施工ができたわけでございます。一方、町道等の部分でございますが、これは片側通行が可能とした工事対応を取っております事から、矢板で建てこんでやるということから、事業費的にも、そして時間的にも大くの制約がかかったということでございます。そして、なおかつ舗装復旧をした箇所を再度また壊してやらなくてはいけない、そういうふうなこともございまして、そんな中で事業の対応をすることになったことから、当初から事業をやることがわかっていればということでもございまして、そんなところから長期化したわけでございます。とりわけ先程申しました嬉野町との道路改良の中へ埋設するという時間調整と進捗調整、そういうところが大きなウエイトであったかと考えております。

続きまして経済効果についてご説明申し上げます。本事業は老朽化等により漏水を起こしている施設を部分的に補修、更新する事業であります事から、制度上は経済効果を算出することが求められていないものでございます。ただし、私どもとしましては一定の基準をとということで、県として独自に算出をさせていただいたところでございまして、総事業としましては事務費を加えて6億2288万4000円に対し、妥当投資額6億3691万1000円となりましてB/Cは1.02となります。

ここで15ページ、16ページの資料でご説明申し上げたいと思います。まず我々が算定した基礎となるのは、一定のかんがい排水事業という手法の中で効果を算定させていただきました。まず農業生産性の向上効果、作物生産効果ということで具体的に額で申しますと1724万円でございます。中身は用水の改修に伴い漏水が防止され、水不足が解消される事により水稻、及び畑地灌漑の安定供給が得られるということから水稻、及び畑作物の単収が増加するという考え方でございます。いわゆる安定的な水供給により単収が増加する。これは一つの手法としまして2%の基準値がございまして2%と想定しながら算出しました。そして野菜等につきましては1%もしくは6%の中で算定をしているわけございまして、具体的には馬鈴薯とかレタスとかキャベツ等を対象としております。これは考えようによりましては10日間も、例えば非常に重要な穂ばらみ期等で、10日間も水がストップするという事になると2%どころでは実はないわけでございます。ただかんがい排水の手法でいくと、水は一定に得られながらということでございますので、そういう意味合いでは実際には非常に大きな効果があるのかなと思っておりますが、指標が無いので2%としたのでございます。もう一つは農業生産向上効果、具体的に申しますと品質の向上効果でございます。これは1652万4000円、これは用水路の改修に伴う漏水が防止され、水不足が解消される事によって畑地灌漑の安定供給が得られる、これは畑でございます、畑作物の規格等級等が向上し、品質が向上するということございまして、具体的に申しますとトマト、レタス、キャベツ、イチゴ、ブロッコリー、きゅうり、特にこの周辺三雲、嬉野、松阪の近郊は非常に多くの畑作物、施設野菜が多くなっております。こういうところに安定的な用水で品質向上が図れるということございまして、具体的に申しますとこれも単価の2%をセットしてございます。それで1652万4000円。そしてもう一つは農業経営向上効果でございますが、維持管理軽減効果、節減効果でございますが、668万円、これは用水施設の老朽化等にもなう漏水補修、及び巡回等の維持管理費が用水の補修事業によって軽減されるという費用でございます。

そうしまして総事業費としまして、事務費を加えて6億2288万4000円ということになるわけございまして、妥当投資額が今申しましたいわゆる年効果額、これは今申しました額でございます。そして還元率 $\times(1 + \text{建設利息率})$ で0.0635で、妥当投資額が6億3691万1000円ございまして、投資効率1.02となるわけでございます。非常に厳しい状況でございますが、これは先程もちょっと申しましたように2%というところを一つの基準がございまして、そういうところによったものでございまして、現実10日間もストップしてしまうと、もう少し大きな額になるのかなと思っておりますが、このような手法で1.02という厳しい数字でございます。

地元の意向でございますが、13ページをご覧いただきたいと思うわけでございますが、実は管理費でございます。

54年度から63年度までの10年間の水管理費と整備費の推移でございます。実は63年度などは1700万円もの整備費をかけるようになりました。これはいたるところで壊れるという状況が発生したわけでございます。そんな中で一刻も早くということがございます。そんなことでこれらが完成しますと補修費はほとんど0になる状況でございます。こんな中で一刻も早い整備の完成を地域は願っているわけでございます。

最後になりましたが、今後の方針でございますが、用水管336mを現在残すのみでございますので、平成14年度にすべての事業を完了させていきたいと考えているところでございます。

以上、3事業を一応説明を終わらせていただいて、またご議論をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

(委員長)

ちょっと明るくしてもらった方がいいですね。ちょっと資料が見辛い。どうも説明、ありがとうございました。それではまとめて説明をいただいたわけですが、ひとつずついきましょか、どうでしょうか。馬瀬地区から、ひとつずついったらどうかなと思うんですが。

(木本委員)

湛水防除事業なんですけれども、宅地・道路開発による流域増、流出量の増ですけれども、どうして農林で対処するのか。つまり調整区域であれば、恐らく宅地なんていうのはよほどでないで宅地開発は認められない。だからその前にこの流域が調整区域なのか市街化区域なのか、ちょっと教えていただきたいということと、もし調整区域なら流域の半分にもなる面積が宅地という事は解せないんですけれども。ましてやそれを農林の予算で対処するというのも解せないんですけれども。確か220 ha ぐらいの新しい流域で宅地で110ぐらいはあるんじゃないですか、恐らく宅地のための道路整備だと思うんですけれども。

(農業基盤整備課長)

先生のおっしゃっているのは、なぜ宅地開発等に伴うものに対して、農業的投資をしたのかという、そういう意味合いですね。

この地域、実は当初湛水防除事業でなされていて、そしてそういう効果があって少しずつ宅地開発がなされてきた。そんな中で、じゃあ逆説的な言い方を申しますと、じゃあ都市的部分で全部をカバーできるのかと申しますと、都市の部分で申しますと、逆の理論で都市的な効果が50%を超えないと都市の部門で事業が採択されない。そういうことになると、逆説的な言い方でございますが、農業が農地を多く含んでいる周辺の集落等も含めながら、全部を救わないと、救う手段がこの地域にないといいますが、そういう状況。確かに起因するのは道路改良であり、宅地造成であり、そういうところが大きな流域変更を伴ったわけでございますが、救う術がといいますが、具体的に申しますと市街化調整区域であって、そして宅地区域が、農地は少々あってもいいのですが、多くの部分のエリアを占めて入れば、50%以上占めていけば、これはいわゆる建設サイドの事業で充分可能かと思いますが、そういうことでもない。更に具体的に申しますと、この地域がこれから更にどんどん宅地化が進み、農地が少なくなっていけば、先生がおっしゃっているような農林としての対応はもうできない状況になると思いますが、先程効果のところでは私がご説明させていただいたように、今回の事業を実施することで全体的な効果が7:3という、一言でいうと7:3でございます。7:3ということで農業として対応できる、そしてまた地域としても農業としての多くのウエイトを期待している。そんなところから県・市との協議の中で湛水防除事業として更に事業を更新していこうじゃないかという結論に至ったものでございます。

(木本委員)

私が流域全部が調整区域か市街化区域か知らないもので、的外れかもしれませんが。頭の中は恐らく調整区域だろうという前提でお話しているんです。そうすると湛水事業とか、ある種の農林事業というのは都市化に対する前処理機能を持っている位置付けと理解してよろしいんでしょうか、農林でやるよりないとおしゃるのは。

例えば名古屋市の都市計画、あれは恐らく耕地整理で区画を切ったはずなんです。それはかなり意識的に都市化の前処理として、農林サイドの昔の耕地整理をやったという。だから今のお話を聞くと農林でかぶるしかないのという、今の比率ですと。ということは何か将来の、徐々に都市化してきてもある程度の完全に都市化していくまでは農林で行いましょうという発想なのかなという質問なんです。

(農業基盤整備課長)

防災事業は基本的に私どもが考えているのは、縦割りという分野の差はあれ、どこかの事業で防災事業に対応するべきだと考えています。だからそういう意味合いからでは、対応できるところで対応しなくてはいけないと考えておりますことから、先生がおっしゃった前処理と言いますか、将来の市街化が見込まれるようなところでもウエイトが高ければという判断をしております。ただ私どもが思っておりますのは、経年的にずっと見ておまして、ここでほぼ開発のスピードはこれでだいたい終えてきたのかなと思っております。

そんな中で今私たちが必要な農振・農業地域としているところが、一定の安定的な農地として確保できるという見通しもございます。これからウエイトが50：50になっていくことは、この地区はまずないだろうという判断もしております。そんな長期的な判断も含めまして、農業的投資をさせていただいた。特に御園村周辺、冒頭申しました施設園芸等、非常に安定的に経営しているものですから、これらのところを確保するためにはそういうふうな手法が賢明ではないかと考えております。

(木本委員)

はい、ありがとうございます。疑問の原点は、もし調整区域なら流域の半分以上が宅地というのは異常な感じをもったという、これが原点なんです。220haぐらいの中で110が宅地という計算ですから、これが質問の原点なんです。

(委員長)

それでは馬瀬地区についての質問、それではどうぞ。

(青木委員)

ただ今に関連してお伺いしますけども、宅地面積にかなり影響を受けるということで、この事業は平成14年度で終了ということですが、更に延びるとか、将来の想定はないわけですか。これで完全に事業は終わったというふうに考えていいわけですか。

(農業基盤整備課長)

はい、何度も申し上げますように、残された事業300余mでございますので、これを14年度にすべて終了させていただきたいと。それまでにちょっと宅地周辺にかかる水路工で非常もたもたしてしまっただけで、これは我々と地域とのコミュニケーションがうまくいかなかったという部分もありまして、なかなか上手くいかなかったのもたもたしてしまっただけであります。今回は何度も申し上げますように、周辺が水田及び畑でございますので、それについては確実に14年度には終了させていきたいと。まさにお約束というか、明言させていただきたいと思っております。そして十全の効果を発揮させていただこうと思っております。

(福島委員)

私の質問は非常に末端な質問なんですけど、写真を2枚先程見せていただきましたが、あれをもう一度見せていただきたいのですが。その、川の方です。左に上のほうが洪水時で、下のほうは普通、平常時の写真になるわけですか。(そうですね、これはただそういう意味では、今おっしゃっているのは洪水時の状況をいわないとということですね)同じ条件を出してもらわないと、これでは比較しようがないのではないのかなというふうに思ったんです。例えば平常時のを2枚とか、冠水時のほうを2枚とか、資料としては、なんか、ちょっと変だなという感じがします。

(農業基盤整備課長)

そうですね、まさしく自分たちの都合のいい写真だけ付けたんじゃないという話になってしまうのかわかりませんが、私も何度も申しましたが、3回台風等がございまして、そのときにも何の問題もなく、200mmとか300mmですから計画雨量は400mmになってますので当然なんの微動だにしない状況でございました。護岸天端よりまだ低い状況の中で、(その写真があればよかったなというふうに、)

(委員長)

よろしいですか、先程の木本先生の質問にちょっと関連した事なんですけど、これは農家の負担金が当然伴う事業ではないかと思うんです。だからなぜ、こういう宅地化ということに伴っての必要性が出てきたというような事業について、農家の負担を伴う公共事業と

いう選択をしたということについて、どうかということなのかなという気がするんですが、負担はどんなもんなんですか。

(農業基盤整備課長)

非常に微妙なところでございます。実は土地改良事業は本来受益者がやってくださいと手を挙げて、そして自分たちが負担しますというところから始まる事業でございます。ただ今回のような地区につきましては、市も大変苦慮いたしまして、原因が一言で言うと都市化に伴うものということから、伊勢市、御園村では農家負担を取らない、すべて村、市で対応しようという対応を取ったわけでございます。それでないと流域を変更するとか、そして宅地が増えたから農家に負担しようとか、これはなかなか実際は事業同意は当然取っているわけですが、その負担をそこに求めると非常に厳しい状況、地域としての合意形成に非常に厳しい状況になる。だから市として、村として、総合的に考えて対応している、特に湛水除事業、防災事業というのはこういう手法を取っています。

(委員長)

これは地域がそういうことを、つまり役所がそういう選択をしたと、そういうことですか。

(農業基盤整備課長)

はい、制度的には国補助、県補助、そしてあとは地元という中で、市町村がどれだけ、それから農業者がどれだけ、というのがルールでございますが、その中の地元というのをすべて市、及び村で対応したと。

(委員長)

そうですか。ですからその事を最初から言ってもらえば、まあ何とかそこらは納得できたんじゃないかと思しますので、そういうコスト負担についての説明もちょっと加味してもらおうといいんじゃないかと思しますので、一つ今後ともよろしくお願いしたいと思します。はい、どうぞ。

(大森委員)

そうすると水利権というのは発生しないのですか、農家のほうに。

(農業基盤整備課長)

ここは水利権と言いますか、水利権というのは灌漑用水、俗に申しますと水利権というのは灌漑用水の部門にのみ水利権というのがございまして、排水というのは水利権という名前はございません。ただ、排水の流域を変えるということになると、当然そこへ集積してくる部分は、大変、前もご説明申し上げましたが、そこがより危険度が高まることになるので、そんな事も含めてこの水路を増強し、ポンプを増設し、そして市、及び村ですべて負担して、そこで本来ならば流域の変更などというのはルールとしては、まず我々のルールの中ではないわけでございますが、そういうこともあえてしながら、流域の変更をし、市及び村が対応したという事でございます。

(大森委員)

そうすると水路のいろいろな維持管理みたいなものも、その水利組合みたいなものがないというお答えでしたので、市町村でするわけですか。

(農業基盤整備課長)

この基幹的な部分は農家だけが管理するというわけにはいかない状況になってますので、地域が管理する、もしくは下流の部分は市が管理しているという事に、市として伊勢市が管理する。

(大森委員)

水田とか農地の中に住宅地が混在しているような場所というのは、三重県の場合結構多いんですが、そういうところで住宅排水を敷地に接した排水路なりU字溝などに流すわけですけれども、その時に近隣の同意書が必要だったり、それから排水先が漁業権が絡むところだとどうかすると漁協の同意書がいたり、農業用水に使っているようなところだと水利組合ですか、農協ですかちょっと分かりませんが、そういうあたりの同意書がいたりということで、要するにそこらへんのお伺いをたてないと住宅の生活排水が出せないような場所というのはけっこう見聞きするんですよ。それで例えば農地と住宅地が混在しているような場所ですと、昔はそこらへんは田んぼばかりだったんだけれども、今はほとんど住宅地になっているというようなところだと、住んでいらっしゃる方はあまり農村にすんでいるという意識はないんですけれども、住宅地だと思っているんですけれども、現実的には自分のところは排水を横の側溝に流しているんだけれども、実は横の側溝だと思っているところは、水利権がある、水利組合がある場所なんで、年間いくらかを出していると、そこに排水を出させてもらいために。金額的に一つの住宅地でそんなに大きな金額じゃなから、排水させてもらうために年間いくらかを出しているという話は、割と聞くんですよ。それで農家の人たちが時々その掃除をしてくれるので、まあご親切な事と思っていたら、実はうちはちゃんと管理費を出していたんだな、みたいな話も良く聞くんですよ。今回の場合見せていただくと、下流のほうに住宅があるというようなことなんですけど、今回の場合に関しては先程のご説明を聞いていると、かなりイレギュラーなケースで市町村が自分のところで負担してやったというようなケースのようですので、そうすると下流の住宅地に住んでみえる方というのは、排水に関してはそういう水利権的な負担というのは、負ってらっしゃらないで使えるような格好にもなっているわけですか。

(農業基盤整備課長)

現実にこの水路を管理している、もしくは排水機場を管理しているのが農業者であれば、今先生がおっしゃるような応分の負担を取っているところもあるかに聞いております。いわゆる宅地排水するにあたっての。ただ今回はこういう事業を実施するにあたって、市は何回も地域に入って、流域を変更しますという事、そしてなおかつ農業者だけには負担をかけられない、内容的に農業者だけに負担をかけられない内容ですということ、そんな事を何度となく地域に入ってご説明させていただき、そして基幹の水路については、かなり大きな水路でございますので、農業者だけが管理するということはとてもできない状況だということで、市全体として管理するという事も約束させていただいて、そしてその地域全体としてのとらまえかたの中で、農業的な湛水防除事業というふうな手法を取って実施したものでございまして、一定の地域の合意を凶っている。そしてそんな中で先生がおっしゃっていただいた宅地排水もそこへ当然入っていくことに対して、農業者は躊躇するものでもないというふうな結論を得ているところです。

(委員長)

よろしいですか、はい。

(大森委員)

流域というんですか、長さが長い排水路で、上流のほうはほとんど田んぼで、下流にどって住宅地が開発されているというようなケースというのは、けっこう多いケースだと思うんですが、この排水路に関して、やっぱり私も先程から説明をお聞きしていて、木本先生が最初におっしゃった事を一番に思ったんですね。なんでそれを農業基盤整備事業なのかというの、まず第一の疑問点で。だったら建設省かという、でも上に田んぼがあるしなという話にあるんだらうなというふうには思うんですが、そこらへんの縦割り行政とか、予算付けとかも含めて、県全体としては、例えば県民にとっては農家も住んでいる方も皆県民なわけですし、農地の排水も住宅の排水も出していらっしゃる方にはあまり

意識は変わらないと思うんですね。ですから人が生活を営むなり、農業を営むなりして出た水をどう排水するかという基本的なところを一体誰が担当して、流域というか全体を考えるのかみたいな話になってくると、先程おっしゃったように都市で考えるのか、農村として考えるのか、分かれているときはきれいに分かりますけれども、こう混在してくるととても分かりにくいし、それからまたもっと流動するものですよ、多分。今都市だった場所がほとんど人口が空洞化してきて、農地だったほうに人が行くということも充分ありますし、変わっていくものだと思うんですけども、その辺の水の考え方もいいものを、やっぱりどの事業でもそうだと思いますけれども、いつまでも縦割りの担当で考えてみえと先程木本先生が言われたように、最終的には都市化を考えている前提があるんですかというような、お聞きしているほうとしてはそういう気持ちになるんですね。だからその辺、何かもう少し複合的な計画を立てる場所があるといいのになというふうに思うんです。

(農業基盤整備課長)

私ども、そういうこともあって県の全体の総合計画の中で、コーディネートする部分ということで各県民局、企画という部分を置いてまして、そんな中でこれは建設サイドでやるのが一番効果的なのか、効果的というのは具体的にいうと、排水が上手く排水できて、そして経済性があるのかという意味合いですけれども、どれが効果的なのかということはどこかで今の状況では仕分けないと、なかなか合併したというのは、非常に厳しい状況に追いやられてしまう。今回の場合はたまたま7:3の中で、農業だという割り振りがなされて、私どもはそれしかないなと、都市的な要素は当然含むものの、それしかないなという状況で、全体の調整、それも県民局と市と調整を図ったわけですが、そんな中で、そして地元にもその旨をご説明申し上げて、事業が進行していくということでございまして、一方では縦割りといわれるかも分かりませんが、地元にとっては農業サイドで対応したことが非常に現実的には喜ばれていると我々は考えているわけでございます。

(委員長)

それではほかの論点はございますか、もしほかの論点がなければ二つ目、鹿海地区、それから一志南部地区もあわせていけばいいかなと思います。では鹿海地区、一志南部地区の二つについて何かご質問があれば、どちらからおっしゃっていただいてもけっこうです。

(福島委員)

初歩的なこととお聞きしたいのですが、鹿海地区の総工事費の中で、ポンプ代が占める金額というのは、内訳はどういう金額になっているのか、ちょっと私見落としたところがあったのかもしれませんが、おっしゃっていただきたいのですが。

(委員長)

福島先生、ポンプというと平成14年度の揚水機場、ポンプということですか。

(福島委員)

工事費なのでポンプが入っていないのか、ちょっと私には分かりづらい。用水路工事だけなのか、ポンプ代が入っているのかどうなのか。

(農業基盤整備課長)

実は、14年度と15年度とってありますので、すべてポンプではございません、それでのちに申しますと、約9000万でございます。ポンプ2台、350mmの2台をセットしておりまして、揚水ポンプ2台で9000万円ということ、そうすると残りの4700万円が残された用水管工事と、そういうことでございます。

(福島委員)

なるほどね。ありがとうございます。より詳しい内訳を書いていただくといいのかなと思いました。

(委員長)

つまりあれですね、事業費の中でどういう種目で、割合で占められるかということが分かればいいと、そういうことですね。

(福島委員)

今回は効果のほうはかなり詳しく書いていただいているんですが、片一方の分子と分母があるほうの片一方のほうは、なんか説明がアバウトなところがあるような気がして。

(農業基盤整備課長)

すいません、私いづれか効果のところで大いぶはしおってしまって、ご指摘いただいたような気があって、どうしても効果のところに主体的に説明して、分母であるべき事業費が案外ざっと流してしまって、私自身も余り、今もすぐ答えられずにすみません。

(福島委員)

それも先程の写真と同じで、随分効果のほうを効果的に宣伝したいというお気持ちは良く分かるのですが。

(委員長)

事業費の内訳も詳しくあったほうがいいと、こういうことです。

(農業基盤整備課長)

そういうことでございますね。事業費の中身の分類がきちっとできて、年度的にどんな推移になっていくところが必要なのかなと、申し訳ございません。その辺の表現がちょっと手を抜いてしまったといいますか、申し訳ございません。

(大森委員)

二つ質問させていただきたいのですが、鹿海地区の方ですけれども、これはちょっと基本的にド素人なので質問させていただきますけれども、排水と用水の分離する事という、妥当投資額総括表というのを今見せていただいているんですけれども、効果のほうに水田の乾田化による水稲作付けの減というのが出ていたり、乾田化による転作作物の増というのが出ていたりするんですよ。ごく単純に考えると、これは水田を乾かしたいのかなと、水田を乾かして転作をどちらかというに進めていきたいのかなという印象をまず受けたんです。前にほ場整備事業か何かの、この場でお話をしたときに、ほ場整備にかける場所の水田の転作率ってどのくらいなんですかという質問をしまして、いや基本的に転作は認めませんとおっしゃって、ずっと水田として良好な水田としてやっていきたいのでほ場整備をするのにお金をかけるのであるから、そこで転作をしたりするようなことは基本的には、ないことはないけれども考えてませんというような、そういうお答えだったのを記憶しているんですよ。いまこれ、地図を見せていただくと、かなりきれいに区画された水田を通っている排水路で、ほ場整備をされているところではないかなと思うんですけれども、そういうところの水田の用排水を分離して、乾田化を進めたいというお気持ちで事業をされてるのかどうかという質問が一点です。

それからもう一つは、その次の一志南部地区なんですけれども、先程とても漏水がひどくて整備費がかかる、補修費がかかっていくのでということの補修だというふうに説明がありまして、石綿セメント管が入っているということで、それはもうズクズクになるだろうなと想像はできるんですけれども、今石綿は廃棄が大変難しくなっていると思うんですが、余計なお世話かもしれないけれども、掘り出した石綿セメント管の廃棄処分の仕方ですね。そこらへん、苦労なさっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺

をお聞きしたいのと、それから恐らく同時期に同じような工事をしているところは、同じような材料をおそらく使って、延々地下に埋設された管があると思うんですが、おそらく同じ頃の時期に皆漏水すると思うんですけれども、それをこれから延々補修をしていくという予算組みというか、心積もりというか、そういうものもお持ちなのかなという、それを教えていただきたいと思います。

(農業基盤整備課長)

まず乾田化ですが、私どもがほ場整備等を実施するという一つの大きな目的の中に、農地の汎用化、いわゆる乾田にして水稻もできる、そしてなおかつ畑作物も可能である、それが転作が可能であると言う、そういうものを一つの大きな目標として土地改良事業、ほ場整備事業等は実施しているわけでございます。今先生がおっしゃいました転作はしないといったという言い方が、私は多分そんな事は言ってないと。転作が可能となるようにほ場整備を実施して、こんな言い方はあれですけれども、転用はだめ。転用というのは農地の転用なり、そういう言い方をしたのかなと、今僕は分かりませんが。当然、農地の生産、作物の生産のために農地を改良するのですから、これは転用はだめです。これは当然ですが、転作は今の状況の中で、新たな多様な食料の自給率の増加をさせるためにも、そして今の自給のバランスを取るためにも、これは転作は進めていかななくてはいけない。ほ場整備等、土地改良事業の中の大きな目的の一つでもございます。冒頭申しました、湛水防除なども基本的にはそういうふうな主旨もでございます。今回の部分は用水路と排水路が一体になっている地域であることから、まるっきりほどんどじめじめした、イメージとして分かるとは思いますが、じめじめした状況であって、乾いた田んぼではないわけでございます。それがおのおののパイプラインに伴って一筆ずつバルブでもって操作できるような状況になれば排水は排水へ、用水は用水へという分離ができることから、冒頭いろいろ申し上げました水田の汎用化が図れて、転作が可能になる。そういう意味で一つの生産効果の中で、水田の乾田化に伴う転作面積が増加するから事業量というか効果が上がるんですと、説明させていただきました。そしてもう一つはなぜマイナスかというのは、今まで水田しかできない状態、ほかのものができない状況だった。それは一言でいうと転作していなかったという話にもつながるわけですが、水田のところの面積が減りますという意味で、その上はマイナスという格好で整理させていただいたということでもございまして、あくまでも何度と申しますように農地を汎用化することが、一つの、そればかりではございませんがそれは大きな目標の一つでございます。

(木本委員)

ちょっと事前レクに受けた説明と違う点と、大森委員のお話でちょっと私なりの考えなんですけれども、ほ場整備をして耕作放棄を許すのかという質問だったんです、前。だから耕作放棄をどこでやっているかということも3地区調べてもらって、ぽつぽつとは見られるけれども、ほ場整備をした後で、耕作放棄をさせるようなことはしませんよという答えをいただいたわけですが、転作ではなくて。わざわざ3地区を調べていただいたんです、ほ場整備のあとで。まず耕作放棄。それから今のお話ですと、鹿海の場合はほ場整備の用排分離ではなくて、いわゆる幹線用水路と山から落ちてくるキャッチの排水の分離という説明を僕は受けたんですけれども、どうなんでしょう。いわゆるほ場整備なりの用排分離なのか、いわゆる水田の。排水と幹線用水の分離だと僕は今まで理解していたんですけれども。

(農業基盤整備課長)

はい、今回の鹿海のかんがい排水事業は幹線部分のみの、今先生がおっしゃったような工事でございます。ただそれだけでは今の1筆の農地への配水ができません。今の状況はオープンな用水路ですから。それを将来計画として、その幹線の排水路、又は用水路から分離して径で申しますと150とか200とかそういう径をもって、すべての農地に配水をしようと、今後の計画として配水をしようと。それらも一体的に事業費の分母としてカ

ウトしないと効果としての正確な勘定にはならないんじゃないかということで、それらも含めまして効果の全体を勘定に入れさせていただいたので、いかにもちょっと誤解のあるかのごとくの説明をしてしまいました、そういう内容でございます。

(木本委員)

そういつただければよく分かります。ほ場整備分も含めてと。私、幹線が用排兼用なので、水位が増えたときには、おのずと分水位から自然に流れていってしまって、ほ場が水浸しになるのかなと、そういう理解をしていたんです。

(農業基盤整備課長)

具体的には、今の状況はそうですけど。

(木本委員)

ついでにいいですか、私の質問、

(委員長)

関連ではなくて新規質問。それでは大森さんの、前の質問について。

(農業基盤整備課長)

おっしゃっているような石綿管、アスベストという状況の中で、どのように処理されているのかということでございますが、安定型の産業廃棄物として処理場で処理しております。安定型という位置付けでございます。確実に意識しながら処分しております。そしてこのような石綿管がされているところがほかの地区にもあるんでしょ、今後はどうするんですかという質問でございますが。それについてはもうことあと1地区、私の知っている限りでは、かつての宮川用水の地域では石綿管のあったときもあるんですが、これはすべて今の改修事業の中で整備されていると考えております。ですから今、私の知っている限りでは一志南部用水が最後の石綿管の地域かなと思っておりまして、これさえ改良すれば、宮川には一部残っているということでございますが、これはまた、「ああ言ったらこう言う」という話になるか分かりませんが、宮川用水の第2期事業という事業が、国営事業を実施していきまして、これは老朽化したものをまた新たにしようという、その中で県営線についても全体を大きく見直そうという計画しておりまして、そんな中で当然石綿管等のものについては早急に、優先順位を非常に高く事業を対応してまいりたいと考えているところでございますが、非常に少なくございまして、私ちょっとミステイクの解答をしましたが、宮川の一部と一志南部用水、一志南部用水はすべてなくなることとなります。

(委員長)

それでは木本先生、

(木本委員)

ちょっととんでもない質問なんですけど、耕地課長さんというか、農業基盤整備課長さんとして質問したいんですけども。非常に失礼な言い方なんですけど、こういう兼業小農家のああいいう水田地帯に巨額の補助金、予算をつぎ込んで、今の状況を延命させるような事は、果たして今後の国策農政にとってどんなものなのかなと。極端なことをいえばユニクロみたいなものがあって、中国から米がドーンと入ってくる、最も中国も自給がありますから米は来ないでしょうけれども、本当に20年後、30年後に対する投資として、兼業小農延命的な基盤整備政策というものが有効なのかどうか。確かにここ5年、10年ですと彼らの当然生活もありますので、ある程度は面倒を見なければいけないと思うんですけども、もう少し長いスパンで見たときに今のやり方がどんなものかなということなんですけれども、すいません。

( 農業基盤整備課長 )

一部私見も含めさせてもらうかも分かりませんが、基盤整備を進めて、今ほ場整備等では一つのルール。一般的にこの事業と考えますか、それとも基盤整備事業を一般に考えさせていただきますか。

( 木本委員 )

一般ならちょっとぼやけますので、個々で、

( 農業基盤整備課長 )

個々で、はい。例えば鹿海の地区で基盤整備に近いもの、ここで本当ならば担い手育成型という一つのルールの中で事業を実施していきたかっただと思っています。それは補助金をつけるにあたって、例えば50%担い手育成をしないと補助金を付かないよという状況が担い手育成型です。しかし今回はかんがい排水事業であるという事から、そういう規制と言いますか、そういう状況でなかなかならなかった。そういう中で基盤整備がされることになると、今先生がおっしゃったように日常的な小農家を延命させるだけじゃないかという話になるんですが、現実的に基盤が整備されると人力で、面が広がる、そういう状況になりますと人力で対応しようという気がほとんどなくなってくる。これは人情的な話ですが、そうすると機械でやって、ほとんど今機械でやっています。それも小機械でやっています。小さな機械でやっています。それが今の状況の中ではそれらの機械が、今はまだ現状のままで何とか使える状況だけれども、だんだんと更新しなくてはいけない状況だと。そういうことになると、やっぱり多くの投資をしてまで機械をまた農地のために、営農のためにやらなくてはいけないのかという疑問が生じてきて、必然的にいわゆる担い手への移行が、そういう一つの物理的などころの制約の中で生じてくるのかなと。こういうところが、何も担い手育成型とかいう型にしていないと、していないところはそれが一つかなと。もう一つは我々がいかにかにどれだけ行政分野で誘導ができるのかと。ただ現実的には少しずつではありますが、そういうふうな投資に対して、やっぱり疑問を持ってきておりまして、なおかつ農地としては、当然営農していかなくてはならないという物理的な制約もございますので、かん排事業等でやっているところについては即効果にはならないんですが、こういうことをする事によって、より機械化、大型機械化が対応になる。大型機械化が対応になるということになると、おのおの個人農家では物理的にやる気をなくしてしまうという、そんな状況の中で大型化と集約化が少しずつ進んでいくのかな。そしてもう一つは我々が、重複しますが担い手のシフトを積極的に進めていく、行政的に進めていく、その二つしかないのかなと。ただ一般的に申しますと、今我々が実施していますほ場整備はほとんどが担い手へ集中しないと事業をしないよというルールでございますので、今実施している純粋なほ場整備事業は、担い手に大きくシフトしてしまっていて、50%以上の担い手のウエイトが義務付けられてますから、そういう状況になっております。ただ今までの実施したところについては、非常に難しい状況でありますので、行政的な手法、そして物理的に申しますとそういうふうな手法の中で集約していくのかなと考えています。

( 木本委員 )

ありがとうございます。ちょっと無理な質問をしまして申し訳ないです。関連してですけども、担い手のときに、端的には印旛沼も児島湾の干拓地の大規模もちょっと農業者たちはやる気をなくしている状態で、結局大きくしすぎてもペイしないということが心配になってきたということで。それから逆に名古屋市周辺ですと、これから定年したら趣味になって、3反区画、1 ha 区画とんでもない、1反区画で整備してくれという声もあるんです。だから非常にこれから難しいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。答えはいいんですけど。

( 朴委員 )

私は一志南部地区でちょっと一つ伺いたいんですが。これは補修事業という、ちょっと

前の二つの事業とは性質が異なるものだということは分かっていますが、経済効果のところで、ここは米印があって、ちょっと事業の性格上経済効果は算出する事はしなくてもよろしいというところを、あえて算出をして出していらっしゃるのかなというふうに思っているんですね。これ、私はいってみればどういう根拠で算出できたのかちょっと分からないんですが、もしこれが三重県としてこういったような考え方に基いて算出することもできるんだということであるならば、おもしろいなというふうに思って、あえてある意味では三重方式という形で補修事業には通用できるかもしれないなど。B / Cが高かろうと低かろうと、こういった考え方はいいなというふうに思っているんですね。ここで関連して一つ提案というか、こちらの考えているようなことをどういう形で反映できるのかなと思った一つのコメントというか提案というか、位置付けでさせていただいて、もし何か答えることがあるとすれば答えをお願いしたいし、なければそれでいいと思うんですけども。この算出のところで、13ページのこの棒グラフがありますね。これは多分あるところ、61年、62年を境にして急激に補修費というかこれが増えていきまして、そのまま放置していけば更に更にお金がかかるんだろうと。そういうことをこちらで新しい管を設置することによって、ほぼゼロ、ほぼゼロではなくてゼロですね、しばらくの間補修する必要がないわけでしょうから。ということを考えてみると、ここのB / Cの算出の式が15ページに出ているんですが、年総効果額がいろんなものを入れて約4000万ぐらいになっているんですが、私はむしろこれはもう、どんどん累積した形でもっと増えるんじゃないかというふうに考えてもいいんじゃないかと。要するにB / Cを高めるとかそういう意味じゃなくても、こういった考え方は非常に、大切な部門の一つではないかなというふうに思っておりまして、むしろ無駄の多い公共事業も多くあるとっている中で、これはほとんど終わって、宮川地区とかほんのわずかしが残ってないというふうな答えも来たんですけども、むしろスピードアップしていっそうのこと直すと、そういったようなことを思い切ったような形で考えるような一つの提案につながるようなものではないかなと思うんですが、どう思われますでしょうか。

( 農業基盤整備課長 )

先生の大変力強い言い方で大変うれしく思っております。私どもはこの補修事業というのは捕らえ方によって効果の捕らえ方が非常に違ってきますのでございます。補修というのだから放っておいても、その効果は発揮しているじゃないかという理論が一方にございます。で片方は、それだけ投資しなくてもいいじゃないか、どんどん補修をやっていけば何億という、それをつぎはぎしていけばいいじゃないかという話が、何億も投資をしていけばいいじゃないかという話がまた一方にございます。そんな中で、私どもが経済効果を三重県として独自に、独自にというわけではなく、実はこれは説明のときにも申し上げましたように、かんがい排水事業の一環と捉えて、農業用水のパイプラインですから、捉えて効果を算出したところ、実は1を超えたので、ここで正直に申しますと超えたので、ここでかんがい排水業として、ただ超えないようなところも、補修事業費が多くなって超えないようなところも出てくるのではないかなと。だから一般にルールとしては、たまたま私どもは試算して1を超えたので、じゃあ説明させていただこうかという話になったわけですが、このルールでいくとかん排の2%ルールでいきますと、非常に厳しい状況の部分が出てくるかと思えます。ですから先生がおっしゃるように一般的にこれをルール化して全国的に発信しながらというのは、厳しい部分があるのかなというふうに考えております。

( 朴委員 )

非常に正直な答えで私自身がビックリしているんですけども、いいんじゃないでしょうか。例えばここは公共事業では確かにB / Cはものすごく大きなファクターで、それで考える事は多いと思うんですが、だいぶ前だったと思うんですが、私もそうですけども、青木委員の方からあったと思うんですが、B / Cというような部分を無理に高くしなければならぬとか、低いから意味がないとかそういうことではなく、無駄を要するに省く、そういうような新しくコンセプトを立ち上げると、考えるという形から考えてみて、こ

れはやっぱり水の無駄、それからいろんなところでの無駄というようなものは、例えB/Cのところやや低くなるんだとしても、必要なときにはやっていくんだということもある意味では、これはたまたま1.0は超えているから出されたのか、例えば0.9だったら出さなかったんでしょうかね、かえってこちらが聞きたいぐらい、そういった部分ではあるんですけども、そういうところに余りこだわりなく、こういうところ出せるという勇氣、それから位置付けということと一緒に考えられるような、非常におもしろい提案だったんじゃないかなと。例えこれが三重方式として一般に広がるとか広がらないとかいうことにならないんだとしても、一つの考え方としては、これから補修事業というようなものは全然ゼロにならないと思うんですね。たまたまこれは水にかかわるものなんですけれども、例えば港湾だって直しながらやっていく場合もあれば、新しく思い切って作った方がいいかもしれないし、いろんな形のものがあったときにも考え方の一つとして、きちんとした根拠に基いて改修の方がよろしいとか、新しく構築した方がよろしいとか、そういうことの第一歩を示しているのではないかなと思います。最後になりますが、とにかく変わったなという感じがしますね。これ、1.02ということを出されたという形になっても、もう一つだけ本音を言わせてください、0.9だったら出しました。

(農業基盤整備課長)

ですから私も今冒頭から先生に「正直ですね」と言われてしまいましたけれども、ルールとしては出さなくてもいいということで、いっぺんやってみましょうよと私どもの中で、一つのかん排のルールの中で、たまたまこうだったので出させていただいたというのが本音でございます。

(朴委員)

宮川はまた実施されますか。

(農業基盤整備課長)

宮川は、これは2期事業のかんがい排水事業として新たに事業化されます。これはすべての路線が、これは全体が老朽化している。これはPCコンクリート管なり塩化ビニール管がございます、これも老朽化しております。そしてなおかつ断面にも狭小な部分もあります、これについてはすべて新たなものという格好で、補修事業としての捕らえ方ではなくて、新たなかんがい排水事業としての提案をさせていただいて、事業化していきたいと考えているところでございます。

(朴委員)

位置付けはどうであれ、こういったような考え方が大きな一つの提案だと思うので、そういったようなものも踏まえて、要するに総合的に多角的に考察していくんだというような姿勢を前面に出すということがよろしいというふうに思われますので、結構ではないでしょうか。

(木本委員)

お答えをいただかなくてけっこうなんですけども、今のカウントで干害被害ということが三つあるうち、1番、2番なんですけれども、これ私の想像ですと滑湖の場合、昭和28年当時の受益面積に比べると、今の700ぐらいですか、相当減っていると思うんです、受益面積が。ということは滑湖自体の水源量が相対的に倍増しているぐらいになるのではないか。だから干害被害というのは何か僕はおかしいような、現地を見ていないから分からないですけども、むしろ排水湛水被害の方が前にたっていくべきではないか。恐らくこれ、少々もれたところで受益面積は激減しているはずですから、水源量にそんなに影響を与えるものではない、干害被害が起きるのかなという、水位が足りないとか、そういうことがあるかもしれないけども、はい。

( 農業基盤整備課長 )

私どもが考えておりますのは、用水量そのものは先生がおっしゃいますように滑湖は安定水源でございます。受益も今言っていたいただきました減傾向でございます。そんな中で、今我々が言っているのは、いわゆるパンクすることによって、灌漑期にパンクすることによって、通水できなくなります。いわゆる畑地に飛び出したり、道路に飛び出したりという状況に、そんな中で何日間か水の安定供給ができなくなると。そういう状況で、そういう状況が起こったときに、ですからそれは本当はかん排の2%というのはおかしな話なのかも分かりませんが、そういう状況を指して、いわゆる生産効果とそして品質向上効果を計算している。だからやっぱり、きちっと合っていない部分があるわけです。

( 木本委員 )

分かりました、言葉の問題ですね、漏水って言うもんだから膏藥的に修理しているのかと思いましたが、今のお話ですと断水ですね。(断水です。)そうですね、そう言っていたら、よく分かります。

( 農業基盤整備課長 )

ごめんなさい、確実に何日間か用水がストップされる状況。いわゆる幹線的な部分ですから、今申し上げているのは。そういう状況の中で、10日以上になることはまずないと思いますが、ただ説明の中で申し上げたような穂ばらみ期の中で10日も用水がストップすると減収量はかなりの、2%どころではないのではないかなと実は思っているんですが。これがなかなか数値的にはできないので、単なるかん排の手法に基いて算出したということでございます。

( 木本委員 )

はい、了解しました、ありがとうございます。

( 福島委員 )

じゃあ私、言ってよろしい。また元に戻りたいと思うんですけど、鹿海地区の初歩的なことをお聞きしたいと思うんですが。木本先生の質問にも関連して、私のはもっと初歩的なんですが、工事費が先程お聞きしました全体工事費が8億かかるというふうにおっしゃって、約8億ですね。そして2台のポンプが9000万円かかるということですよ、そうするとパイプラインは用水路工の方も排水路工の方も含めて、ほぼ5300メートルぐらいの距離になると思うんですが、ほぼパイプラインというのは1メートルぐらいでどのぐらいの経費がかかる、工事費がかかるものなんでしょうか。もし今分からなかったら、次回でも構いませんけど。それと、このところで受益面積は出ておりますが、受益農家の軒数は何軒ぐらいあるんでしょうか、

( 委員長 )

農家、その範囲の農家、これは出ますわな。

( 農業基盤整備課長 )

mあたり10万円と、ほぼ、アバウトで、10万円ということでございます。いわゆるセット、排水路があって用水路があって、これが一つのセットとして。約1mあたり10万円、それで受益軒数が378戸でございます。

( 福島委員 )

そうすると私、よく分からなかったんですが、こういう用排水兼用水路というのはよくあることなんですか。

( 農業基盤整備課長 )

はい、ほ場整備をしますとそういうことはないわけですが、ここではかつての区画整理の状況の田んぼでございます。そうするとほとんどが用水路と排水路の兼用水路という部分が多くございまして、そういうことになると今申し上げました、いわゆる湿田の状況になってしまっている、特に低湿地帯、五十鈴川周辺の下流、伊勢湾沿岸の低湿地帯ではそのような状況になっていると。

(福島委員)

そうすると伊勢湾周辺では鹿海地区以外でもこういう水路がたくさんありますよということですか。

(農業基盤整備課長)

はい、伊勢周辺ではほとんどの地域がほ場整備がなされまして、残っているのはこのいわゆる鹿海、一色地域、もう一つは二見町で一部未整備な部分がございます。後は玉城町そして小俣町、御園村、そして伊勢市周辺、これはほとんどがほ場整備が実施されておりまして、本当に残された地域ということでございます。

(福島委員)

じゃあ残っていた地域は最終的な地域を今やっているんですよということなんですね、こういうふうに。

どうもこれからこういう同じような事業というのは、もう余りないです、

(農業基盤整備課長)

ただ私また同じような事をいうんですが、宮川の第2期事業というのが始まっています、玉城町とか、伊勢市とか多気町、明和町、この周辺はすべてほ場整備がなされているのですけれども、用水路については非常に老朽化している、ただ石綿管ではございませんが老朽化しております。そして通水断面の狭小な部分もございます。そういうものも改良しようということで、宮川用水の関連の県営事業をこれから地域全体を更に、今老朽化していることで、このような頻繁ことはないんですが、やっぱりパンクしたりとか漏水したりとか、そんなものも起こっていますし、そういうことを解消するべき事業を本格的な、補修事業としてではなくて、かんがい排水業として計画を、2、3年後には立てて事業実施をという地域から強い要望がございます。

(福島委員)

ここの地区なんですが、受益面積と受益軒数の推移なんですが、ほぼ横ばいの地域なんですか。

(農業基盤整備課長)

この地域はいわゆる宅地開発等が非常に少ない地域、ほとんどなされてない、面積的には1 ha程度が、中で移行しておりますが、ずっと一定なところでございます。ですから優良農地として更に整備していくべき地域かなと考えております。

(福島委員)

はい、分かりました、そういう地域があるのでこの排水をつけてと。

(委員長)

この鹿海地区もこれは農家負担はしてもらっているんですが、

(農業基盤整備課長)

国の補助事業であり、国、県、地元と言う格好で市も応分の負担をしながら、受益者は若干の負担をしてもらっております。

(委員長)

ちなみに1戸当たりどのくらい。それは面積によるんでしょうか。

(農業基盤整備課長)

まあ受益面積割りということでございます。ちょっと今すぐ答えは出ませんが。

(委員長)

この地域はそうすると優良農地ということだから、負担は当然お願いすると、言うことで始まった事業なんですね。

ちなみにこの一志南部地区のこれは負担は、どうですか。

(農業基盤整備課長)

これも国50、県25、そして地元は、3町またがってますので今すぐ私も答えられなくて申し訳ないんですが、5から10の間で各々の地域で少しずつばらつきがあるようでございます。

(委員長)

それは市町村によっていわゆる(対応の仕方が違うということです。)しかし負担はしてもらおうということで。(はい)

あの補修という場合にですね、一志南部地区のね、これもう全部作り直すというような新設、補修ではなくて新設にするのか、補修でいくのかという選択をこの事業の当初されたのではないかなと思うのですが、そういう場合の新設か補修かという場合のルール、これはどんなふうにしていらっしゃるのですか。

(農業基盤整備課長)

まあ難しいところですが、当初私が説明させていただいたように、既設利用という黒い部分、図面でご説明させていただいた黒い部分がかなりのウエイトを占めてございます。そんな中でつぎはぎで部分的に改良する部分が出てきます。これが一定のかんがい排水事業という中で、そしてなおかついわゆる管径に変化がきたしている。900mmが例えば1000mmになったとか1200mmになったとか、流量に変化がきたしている。こんな場合は確実に改良事業といいますか、かんがい排水事業、本来のかんがい排水事業という位置づけをすることになるかと思いますが、今回のように場所的に申しまして、つぎはぎの状況の中でなおかつ流量そのものについては、管径そのものについては変えるものではないと。材質を変える部分だという、一部町道との部分でルート変更がございましたが、それは特異な場面として捉えて、そういう意味合いから補修と位置づけておりまして、改良事業はあくまでも断面等に変化があるのはやはり改良事業かと、そして全ての路線を新たにするというところかなと考えております。

(委員長)

主としてそうすると、物理的な事情によって、そこはどちらでいくかと補修でいくかどうかということは選択をしているということ(はい、そういうことでございます)

3地区について随分いろいろと議論、質問が出ましたんですが、どうでしょうか、他になにかありますでしょうか。

それじゃ無いようですので、後まだ残っていますので、どうもご苦労様でした。じゃあ又次回に審議をさせていただきます。どうぞよろしく、ご苦労様でした。

それじゃ休憩を取らずに、海岸環境整備事業の方の説明をお願いしたいと思います。それじゃ引き続きお願いいたします。

(熊野市)



整備を進めております当海岸は非常に風光明媚でございます、海水浴に適しております、JRでの公告等によりまして、県内を初めとして中部地区あるいは関西方面等、遠方からも多くの観光客が訪れておられます。整備を行うことで波浪等の影響による災害から、地域の住民の生命財産の保全を図る防災効果が得られると同時に、駐車場、遊歩道、トイレ、シャワー等の施設を充実させることで、より多くの人々が利用をすることが可能となります。

国道、県道の改修工事の進捗に伴いまして、他の地域からのアクセス道も改善され、今後入り込み客の増加が見込まれております。

地域に与える影響といたしましては、海水浴あるいは熊野古道の散策、観光遊覧船などの観光客が増加する事に伴い、民宿や渡船業者の活性化が図られるとともに、都会や山の子供達との交流機会を増やすことで地域の活性化を図っていくこととしております。

事業計画に向けての態勢といたしましては、当海岸は海水浴時期には地域住民による海浜清掃が行われ、海開きには子供達も参加する等、地域住民が一带となり、海水客の誘致に努め、磯釣り客の為の渡船業、景勝地盾ヶ崎への遊覧船の運営が行われ、熊野古道の散策客の増加など、この地域を訪れる観光客も多く、これらの人達にも施設の利用が可能となり、早急な施設完備が望まれております。

続きまして3頁をお願いいたします。費用対効果でございますが、災害防御機能拡大便益あるいは余暇空間創出便益といたしまして184億2700万円、総費用額として15億7300万円でありますので、費用便益比率B/Cは11.71でございます。費用対効果については三重県の算定方法を採用し、防災的な面とレクリエーション機能との効果を見込んでおります。

1つ目は災害防止の便益でございますが、4頁をお願いいたします。堤防が壊れた場合、又は無かった場合には、高波あるいは高潮により海水が住宅地に流れ込み、家屋や家財等が被害を受ける額を便益として算定いたしております。影響範囲は4.1haでございます、7頁の水色の部分でございます。この中には住宅が57戸、事業所は19戸ありまして、年間で2億5千万余り、総便益で68億円弱となっております。

2つ目はレク機能等の提供便益でございます、護岸やトイレを整備する事による、来訪者数の増加を推定し、その来訪者が海水浴するために費やす時間価値と旅行費用の合計を便益といたしております。便益額は年間2億円、総便益で55億円弱でございます。

費用については施設の建設費用と維持管理費用の総合計を算定いたしております。以上の計算結果からB/Cは11.71となっております。

事業コスト削減の可能性としましては、背後の用地の埋め立てに必要な土砂を国道或いは県道の改良工事により発生する残土の利用を行い、コストの縮減を図っていきたく考えております。現在の所概算コストでございますが、削減額は一応2百万円となっております。

今後の対応方針といたしましては、計画区域の内の北側の区域については、平成12年度までで完成してございまして、海水浴客、熊野古道の散策客、地域住民の交流の場となっております。今後、国道等との改良が進み、車での来場者が増えることが予想されますことから、南側区域へ駐車場の施設、或いは遊歩道等の事業展開を図り、海岸線の保護と利用客への利便性の向上を図りたく考えており、市では事業継続してまいりたいと考えております。

なお、施設の管理でございますが、完成後は6つあった漁業協同組合が昨年1本になってございまして、現在は熊野漁業協同組合と言う名前ですが、この熊野漁業協同組合に管理委託する予定でございまして、特にトイレについては夏場と冬場での利用量が著しく異なるのではないかと想定される訳です。従いまして、浄化槽の管理については充分注意を払っていきたく考えております。それではよろしくをお願いいたします。

(委員長)

はい、どうもご説明ありがとうございました。それじゃ、今のご説明に関する質問があればお願いいたします。

(木本委員)

簡単な質問なんですが、2点。新鹿は浜の長さや幅に増減があるのかということがまず1点です。内海ですので無いと思いますが。それから聞き忘れたかもしれませんが、申し訳ないんですが一番最後の頁の、生活創造圏に対応した地域係数という、この2点のご説明をお願いしたいんですが。

(委員長)

一番最後と言うと、閉じた一番裏の経済効率性効果という表があって、生活創造圏に対応した地域係数1.5、これですね。

(熊野市)

それではまず第1点目の新鹿海岸のいわゆる延長とか幅の増減は無いかというご質問でございますが、一応海岸線の延長は約1kmございまして、これについては全くございません。ただ、浜痩せと言いますか、多少は、まあ私が市に入ったのは昭和44年なんですが、その当時から全く変わっておりません。ここ30年は。ただ、地区のご老人なんかには聞くと、随分浜が痩せたなという風なことをおっしゃられますが、私の見る限りではいわゆる夏場と冬場とでは、湾内の潮流の変化があると思うんです。だから冬場は何と言うんですか、海岸の西側の部分はちょっと痩せていくように思います。ただ、その分は逆に向こう側へと持っていくと、いう風な傾向があるのではないかと考えております。

(漁業振興課)

もう1点だけ、地域係数というお話でございますが、私は県の漁業振興課の松田と申します。この費用対効果の算定につきましては、本年度から試行しております公共事業の評価システムの中で使うことになっておりますやり方を利用しておりますので、この1.5というのは過疎地域とか、南の地域とか、地域係数、同等の競争原理を与えるということで、そう言うところには効果に1.5倍なら1.何倍なりを加えることとなっておりますので、その出し方を使わせて頂いておりますので1.5が出てまいります。ただこの1.5を掛けなくても、この地域については7か8ぐらいにはなるとは思っておりますが、一応そのやり方を踏襲させていただきましたので、こういう地域係数がでております。

(木本委員)

ありがとうございます。と言うことは今後これは常時出てくるという訳ですね。今のご説明だと。地域係数を掛けるということは。

(委員長)

そうですね、これ新規採択の場合では、この地域係数を掛けてやらないと、例えば非常に戸数が少ない所とか言うときになかなか効果が出ないので。継続の場合にはやっぱりそうなんですか。

(公共事業推進課長)

あの基本的には新規事業の採択の時に、その地域係数を使った評価方法を取ります。ただ継続の場合は、以前から継続されておりますので、あえてこういった係数で補正を掛けてB/Cをやるとは今の時点では考えてはいないんです。

(公共事業推進審議監)

それともう1点ですけども、あくまで地域係数というのは、公共事業評価システムで使っている、新規事業採択等についての地域のバランスを取るための、平等性を確保するための係数でございますが、今回のこの再評価につきましては、やはり国の制度にのっているものは国の方針でやっていきますので、本来やはりこの地域係数というのは再評価の時

には使わずに従来通りのやり方を使うべきだと考えておるんですが。

(福島委員)

よろしいですか、私もちょっと勉強をしたいと思っているんですが。先程おっしゃった最後の紙の、便益の算出方法なんですが、災害防止の便益という1番のところ、大きい1のところですが、被害が想定される所帯数が57軒で、事業所が19カ所ということですね。それで例えば、3の便益になりまして、被害額の算出なんですが、かなり大きな金額になっておりまして、例えば1所帯が被害に遭った場合の被害額はどのくらいになるのでしょうか。

(漁業振興課)

3百万位になると思うんですが。年便益ですか。

(福島委員)

はい、単年度でいくと、1年でいくと。この便益の中の、とあって年便益と今後受ける便益額というのがありますね、この年便益というのは単年度で計算した場合はこれで・・

(漁業振興課)

あの単年度で計算した場合が年便益でして、今後受ける便益と言いますのは4%の率で割り引いて50年間を足し込んだものでございます。

(福島委員)

そうすると1業種というこの業種の方の被害額はどういう風に計算、運輸とかサービスとか個々にありますが、それはどういう差をつけて算出しているのでしょうか。どういう規模で算出を、元になるものがあるわけなんですかね。所帯数と事業所数の違いで便益の被害額はどういう風になって算出しているのでしょうか。

(漁業振興課)

普通の家被害の額と、事業所の額が違いますんで、その原単位というのを何らかの平均で出されておるもので。

(福島委員)

それはその国の評価システムに普通の家と事業所では違う係数があるのでしょうか。

(漁業振興課)

はい、国にもありますし、三重県にも、それに準じて使われていると思うのですが。

(福島委員)

たとえばどういう係数が使われているのでしょうか。

(漁業振興課)

漁業振興課の河内と申しますが、よろしくお願ひします。資産評価の原単位といたしまして、家屋資産の場合は㎡当たり155,000円で、例えば事業所の場合、製造関係の償却資産の場合は、これは従業員1人に対してですが、1人当たり5,369,000円。そういう原単位を元に従業員数を掛けて算出しております。

(福島委員)

従業員数で算出しているのですか。

( 漁業振興課 )  
償却資産については。

( 福島委員 )  
償却資産を従業員数で割るとのことですか。

( 漁業振興課 )  
1人当たり掛ける。

( 福島委員 )  
従業員数というのが大事なんですかね、先生。( うーん、そうですね ) これから例えば I T が進んでいる従業員数が自然に減っていくということがありますし。

( 委員長 )  
資産価値の問題ですかね、1人当たりというのかな。それはちょっと知らなかった。

( 福島委員 )  
ごめんなさい、そして例えば先程1軒当たりの3百万だよとおっしゃったんですが。( 単純にわり算をしたものです ) ああそうですか、そうじゃない、非常に算出方法は本当は難しく、何が一番妥当かと言うことがわかりにくいと思うんですが。

( 公共事業推進課 )  
すみません、ちょっと私の方から補足させていただきます。この災害の場合は人家、今㎡当たり15万円と言われましたけども、そうすると坪当たり45万位というのが家の価値になります。その家の価値が例えば浸水する事によって何割ぐらい痛むというような、浸水の高さ、床下の場合、床上の場合、或いは2階まで来るとか、高さによっての被害率というのが変わってまいります。その被害率を掛けたものを被害額というような形で算出しております。その他に一般の人家ですと、家財道具、電化製品その他、だいたい1世帯当たりどのぐらいというような額が定まっておりますので、統計的なデータとして。それがその床下の場合には殆ど影響が無いんですが、床上とかになってくると殆ど電化製品がもう使えなくなってくる。特にこの海岸の場合ですと、塩水等を浴びちゃうとですね、そういうものが使えなくなってしまうということで、そういう風なもの単価を設定して計算しているというようなことです。

それと又、事業所の話が出ましたけども、この事業所の従業員当たりというのは、いわゆる工場なりに働いているのは何人、その規模によってその施設の備品といいますか、機械と言いますか、そういうものが変わってくるだろうと。例えば100人働く工場と10人働く工場とでは、工場としての資産額が大きく違いますので、その平均的な1人当たりの、その従業員が1人働いている事業所ですとどのぐらいの資産があるかというような、統計的な数値をもって、それで掛けてやると。同じようにその浸水の高さによって被害率を掛けて、被害額という形で積算していると。そうしてその他に、この災害の場合ですと災害確率というのを勘案します。20年に1回とか、10年に1回とかという確率を、単価に被害率を掛けて、それに確率を掛けたもの、それを10年20年と少し積み上げて年平均と言う形で整理しているという風なやり方ではじいていったものが、ここに出ている2億4800万。それから営業停止損失便益というのは、いわゆる事業所等が1週間なり10日なり事業が止まってしまう、当然止まってしまうことによって生産が出来ないと言う様なことも含めて、それを営業停止という形ではじかせて頂いておりまして、そういうものを積み上げたものをここで言っている被害額で、これが事業をやることによって防止できるということで軽減額を便益としているという内容になっている。ちょっと口頭だけではわかりにくいかと思いますが、以上のような考え方で今被害額を求めているということでございます。

(委員長)

はいどうもありがとうございます。

(福島委員)

被害率も被害確率も10年平均のもので算出しているということなんですね。個々の被害ではなくて。

(公共事業推進課)

多分この場合、今一番大きな規模は50年確率と言うことで10年に1回起こるものがどうかとか、20年に1回起こる場合の被害額、それぞれの確率に対する被害額を求めて、それを年平均に直したらこれだけになると、2億4800万円というような形で計算されているかと思います。

(福島委員)

それが国の評価システム、国の算出方法

(公共事業推進課)

そうですね、まあ基本的な考え方は国も今県も同じ様なかたちで踏襲しておりますので、それはまったく一緒でございます。

(福島委員)

判りました。

(委員長)

あの今のこの頁のところ、下のレク機能の提供便益のところ、単位が違っておりますから。4の便益、 、 、これだと2千億、5兆4千億になります。カンマじゃなくて点ですよ。

(熊野市)

はいすみません。

(委員長)

あの最後の一枚の2 - 4ですね。余暇空間の創出便益というところですね、これが2.038億円ですね、それから54.902億円という間違いですね。従って一番最初木本先生からもあった、地域係数で掛けてますのでこれはやっぱりちょっと直しておいてもらったほうが、地域係数を掛けないという形で直しておいて貰った方がいいんじゃないかなと。

(熊野市)

あの次回には直させていただきますので。

はい、どうぞ。

(青木委員)

今後の海水浴客の利用についてどのように考えて見えるのか。

(熊野市)

現在の所、平成2年に5万人でした。平成12年には58000人まで登っております。従いまして、計画では一応6万人を見込んでおります。ですから1万人のアップというこ

とでございます。

そうですね、恐らくこれがアウトラインで、これ以上は延びていかれると思います。と言いますのは、現在311号線、海岸線の国道も改修中でございます、そして国道42号線、熊野市の飛鳥町と言うところから、昔はアクセスする道がなかったんですが、昨年ですか県道が新たに抜けまして、恐らくそれからというもの、奈良県には海がございません、奈良県から随分延びてきております。それと、尾鷲から熊野までは海岸線を通り抜け出来なかったんですが、もう後来年の3月ぐらいには供用開始出来るのではないかと思います。そうすることによってかなりの利用客は増えるんじゃないかと考えております。

(木本委員)

伊勢湾台風のと災害復旧で、たとえば昭和35年に整備されたとしましょう。50年経つと2010年になる。50年確率でいくと、良いときに整備されたなど、数字であつてるなど。

(福島委員)

そのほか何かございますか。

(福島委員)

私もちょっと。あまり大した質問じゃないんですが、自然環境に配慮したトイレ、シャワー、駐車場、遊歩道、植栽。どのようなものがありますか。

(熊野市)

シャワールーム或いはトイレ等については、地域の産材、これは尾鷲の森林組合が作成しております檜の材料を使いまして、丸棒加工と言いましてそういった材料で作っております。そして階段についてはこれも紀州産であります御影石を使って工事を施工しております。そしてこれはどう言ったものを使う、どう言った事をしようという事は、ほとんど環境庁との協議の結果で出たわけなんです、例えば植樹をする植栽の樹木についても在来種の黒松だとか、貝塚伊吹だとか、ああいったものを環境庁からの指導がありまして植栽しております。遊歩道についても、歩く分についてはこういう木片を埋め込みまして使っております。木片というのは熱を吸収する訳で、だから素足でも歩きやすいということでございます。

(福島委員)

なかなか他の所では無いような事をやっちらっしゃるので、それも具体的に沢山スペースが空いているから、お書きになったら、どうなんでしょうか。

(委員長)

事業に工夫をしていると言うことを積極的にもうちょっと

(福島委員)

今日は速水さんが見えにならないからちょっと、速水さんが見えになったら。

(熊野市)

ありがとうございます。もう一つ、日陰になるような高木等もこれから植栽すればいいのではないかなという気がするのですが、1本の値が高いものですから、なかなか単独では難しいところではあるんですが、出来たら地域の住民の方々に植栽していただくとか。うちの市長が考えているのは熊野市ではまず、赤ちゃんが出来た時にお祝いにアルバムとかを配っているんですが、そういったものを止めようと。これからは生まれた赤ちゃんの記念になんか木を植栽しようじゃないかという風なことを考えているんですが。こういった公共用地へそういった木を植えて頂くという風なことも一つの案として・浮かんでおり

ます。

(委員長)

はい、どうぞ。

(大森委員)

参考までに教えて頂きたいのですが、公園のトイレって1棟工事費どれくらいかかりました。

(熊野市)

トイレが、女子用が2個。男子用が大が2個、小が2個、シャワーが男女各4つ、それと倉庫が6畳くらいだと思うのですが、それと建物の前、ひさしの部分の中に幅で1間ぐらいの通路をとってます。ちょっと建坪は判らないんですが、それで8千万、事業費で8千万位。水道工事と浄化槽、それと多少建物の盛り土、その他雑工事も含めて、事業費が8千ぐらいです。

(委員長)

1棟ですか。

(大森委員)

あの公共のトイレってこの頃凝ったものがあったり、しゃれたものがあったりってことなんですが、殆ど設備ですよ。だもんで坪単価がものすごく高いんですよ、どこのをお聞きしても。ちょっといつもびっくりするんですが。今のもちょっとすごいなと思ってお聞きしていたんですが、公園の使い勝手の善し悪しのかなりキーになる部分はそのトイレがきれいかどうかとか、使いやすいかどうかというのはかなり重要なポイントになることが多くて。特に海水浴場なんてトイレとシャワーが汚かったら2度と行きたくないという気がするぐらいのことで、どうしても今から作られるときはお金も掛けるし、見栄えも気にするというふうなことで、なんか上がってくるのかなという気が、いつもするんですが。やっぱりだからこそコストダウンを、そこら辺できちっと考えていかないと、お金さえかければいくらでも、それこそ坪単価今でも坪数判らないっておっしゃったけども、坪単価で考えたらびっくりするようなトイレだと思うんですよ。やっぱり全体のコストダウンを考えていくときに、全体の事業費やっぱりこれなんかも12億でしたっけ、すごく大きいのでその中に紛れてしまうんですけども、やっぱりもう少しコストダウンをする事を考えながら、いろんな要素要素を設計するなり、計画するなりしていかないと、12億のうちの8千万だし立派なものが出来たと、最初は良いと思うのですが、評判もいいだろうし、使われる方の評判は良いと思うんですが。どうなのかなと私はちょっといつも疑問に思います。それからバリアフリーなんかも今だとすごく考えてあって、新しく出来たトイレなんかを見るときれいだしお金かかっているし、通路が広くとってあるし、中まで点字ブロック引いてあったり、とにかくもう至れり尽くせりなんですが、金額を聞くと驚くんですよ。だから、金額とその出来上がったものの必ずしも使い勝手が正比例するとはやっぱり限らないと思います。ケチっちゃいけないけども、絶対使い勝手と工事費が正比例してどんどんアップして行くものでは絶対ないと思いますので、その辺でもう少しコストダウン、これコストダウンの努力というのが、何かで残土を使いましたっけ、200万位、書いてあるんですが、やっぱりちょっと寂しいなと思います。

事前説明に来ていただいた時に、今の時期だったらこういう計画も出来ないですよ、リゾート法がどうのこうのって言っている時だったんで、できた計画だって正直におっしゃってましたけども、だからこそという部分もあって、もう今からじゃなかなかこういうような計画は出来ないからこそ、その少しでも残っている部分に関してのコストダウンの方法を、機能を落とさないでの方法とかを、それが多分ごく顕著にでるのがトイレじゃないかなって思ったので、今トイレの事を聞いたのですが。そこら辺をもう少し重箱の隅

をつつくような仕事になってしまうんですが、少しずつ積み上げてコストダウンをして頂けるといいなと思います。

(熊野市)  
わかりました。

(委員長)  
じゃ今の話のついでに3頁のところにコスト縮減の可能性と言うところで、残土を使うというので200万削減ということが書いてあるんですが、これ何立米位をこういう風に建設残土を使えると言うことなんでしょうか。何か200万という丸い数字で書かれてあるので、申し訳程度で書いてあるような気がするんだけど。どうですか。

(熊野市)  
一応緩傾斜護岸部分を工事する際に、ここで緩傾斜護岸作るのと、元々の護岸を二重に擁壁を作るような格好になりますんで、この部分の盛土が約1千立米ぐらいですのでその部分として上げております。

(委員長)  
1千立米で200万ということですか。そうすると2千円。まあですからコスト縮減のことも真剣に考えて貰いたいという要望であるというふうに一つ受け取って下さい。  
他に何かご質問がありますか。ないですか。それじゃどうも、ないようでございますので、次回に今日の説明に基づいて審議と言うことになります。従いまして、委員の皆さん資料を点検の上次回の審議によろしく願います。  
それじゃあ本日は後議事次第3、その他でございます。事務局の方から何かご連絡があればお願いいたします。

(熊野市)  
どうもありがとうございました。

(公共事業推進課長)  
大変長時間ありがとうございました。事務局から次回の日程でございます。10月30日の火曜日でよろしく願いたいと思います。30日は午前午後で予定をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。場所はここの、プラザ洞津の同じ場所でございます。中身につきましては、今日ご説明させていただきました事業のご審議、それから後林道開設事業、それから河川事業につきまして説明させて頂きたいと、考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(委員長)  
はい、どうもありがとうございました。それではこれで本日の審議を終了したいと思いますので、皆さんありがとうございました。

(公共事業推進審議監)  
ありがとうございました。